

國史科學生山陽九州 方面研究旅行記

總記

七月七日午後九時四十分一行は橋川教授・徳重教授・石崎助手
學生藤島・盛田・安藤・關・山田・井澤・劉・高倉・藤原・種田・進士一
行十四名至極元氣で京都驛を出發した。翌曉午前四時十分笠岡
驛で不可三君(本年度本學卒業、笠岡高女教諭)が加はり、午前
五時尾ノ道に下車、驛前で朝の支度をし午前七時には既に淨土
寺に着いて居つた。

多寶塔、阿彌陀堂、其他古文書類等を見學し九時五分前に西
國寺(眞言宗仁和寺派)に到着同様見學し心地よく晴れた尾ノ道
灣を眺めつゝ山を下り、光明寺を訪ふ。かくて一行は不可三君
に別れて午前十一時五十七分尾ノ道を立ち、午後二時四十九分
廣島驛に着いた。旅館は鐵砲屋町山金旅館であるが一行は直に
電車で淺野侯の觀古館及び支那西湖に模して造つたと言はれる
泉邸を見學した。歸途猛烈な夕立に遇つた。

九日

午前七時出發電車で「已斐町」迄行き、更に廣島電軌で宮島へ
向ひランチで九時廣島に着いた。約一時間半で嚴島神社及び大
願寺を忙しく見學し、鐵道省の連絡船を利用し豫定を早めて十
一時廿七分宮島驛を立ち小郡で乗替へて午後四時山口に到着し
た。荷物を宿にやり、一行は午後四時四十分洞春寺(臨濟)を訪

國史科學生山陽九州方面研究旅行記

ふ。柳宗悅氏も調べぬ木喰佛を發見した事は愉快だつた。瑠璃
光寺では五重塔を見學午後七時八阪神社の建築を見學して後河
原町の上田旅館に入った。

十日

午前七時半出發、八幡宮の樓門拜殿本殿等を見學、八時十分
にはザベリヨ遺跡大道寺碑及びピロン神父像を見學、九時には
縣立圖書館を訪ひ貴重な史料を見學し更に教育博物館を見學、
十二時に山口を發し小郡で乗替へ午後三時下關着。
田中町岡村旅館に荷を下し、番頭の案内で三時卅五分永福寺
の特建を見學同五十分には専念寺を訪ひ、四時廿分には國分寺
を訪ひ鎮宅曼茶羅其他を見學して旅館に入る。

十一日

昨日小郡驛で食べた辨當のため、數名の腹痛者を出したのに
は困つたが輕微だつたのは不幸中の幸とも云ふべきだつた。
七時半宿を立ち自動車で日清辯利談判で有名な春帆樓を訪ひ
八時半には赤間宮で長門本平家物語其他により源平の昔を偲び
李鴻章の旅館となつた引接寺を出てから平氏没後の壇ノ浦の風
光に接し、自動車を走らして午前十時連絡船に乘込み門司へ。
午前十一時十分門司驛を發車愈々九州内へ入込んだわけであ
る。宗像神社見學には赤間驛で下りるより東郷驛で下車する方
が便利なので豫定を變更し十二時四十九分下車すると早速自動
車二臺で走らせた。

宗像神社では可なり文書があつたのと、數丁離れた山間で豫
定になかつた石佛の寫眞を撮つたり、荒廢した興聖寺を訪れて

色定法師の一筆一切經を見學した爲め四時四十三分の列車に乗込む迄は自動車の速力の遅いのを齒がゆく思つた位だつた。かくて博多へは豫定通り五時三十四分に着き電車で旅館や佐伯九大助教授の出迎へを受け橋口町の海容館に落着いた。

前谷大學生監古賀氏令弟の斡旋により旅館も萬事都合よく行つた事は實に感謝に堪えぬ處である。

十二日

午前八時出發、同十五分圖書館を訪ひ珍籍や具原益軒關係の文書を見學し、電車で東公園に出、海岸傳ひに元寇遺蹟の防壘を見學、十一時には金龍院(曹洞宗)で具原益軒公の墓及其の銅像を見、再び電車で西公園へ行き、光雲神社を訪ふた。暑氣全くはげしく漸く「かちわり氷」によつて息をつきつゝ山を下り、長宮院(真言)の國寶不動尊木像を見學し、又民間信仰として注意すべきお綱堂の縁切繪馬等を見、電車で博多驛前に行き晝飯をとり、午後二時承天寺見學。三時四十五分には險惡な天候を冒して聖福寺を訪ふ。幸ひ谷大専門部出身の三谷研山君の案内により都合よく見學の出來たのは嬉しかつた。四時十分には仙厓禪師の有名な幻住庵を訪ひ明るい氣分のする庭園を見學しつゝ夕立のやむのを待ち五時十五分東長寺を訪ひ、五時四十分には七里恒順和尚を以つて知られる萬行寺を訪ひその墓に參り電車で旅館に歸つた。

十三日

午前七時旅館を立ち七時半九州電鐵を利用し、二日市で乗替へ八時二十分太宰府天滿宮に着いた。多くの文書や寶物を見學

又は書寫し、自動車を備ひ十一時少し前に國分寺を見學、都府樓へ向ふ折、自動車の故障により止むなく歩いて十一時四十分都府樓趾を見學往年を追懷しつゝ戒壇院の廬舎那佛を拜し十二時十五分觀世音寺に着いた。こゝで晝食の用意を依頼し、心ゆくばかり佛像や古文書其他を見學大いに得物があつた。

四時半寺を辭し去り、途中夕立に遇つたが一同元氣で夕刻久留米に到着、自動車で莊島町林松館に入つた。古賀氏及其の令弟の訪問を受け愉快な一夜を過ごし十四日は古賀氏令弟の肝入で自動車二臺に分乘、午前七時五十分善導寺に到着して見學文書其他撮影し十時半に敬意を表するため旭足袋製造會社を訪問古賀氏令弟の案内を受け三千五百人の男女職工の汗して活動する有様を見て、日頃古文書や古建築佛像等のみを見學して來た一行に目新しい感激を覺えさせ歸りに土産の白運動靴を各自一足宛寄贈されて十一時廿五分には筑後川に沿ふた水天宮を訪ひ、十一時五十分には日輪寺の前方後園墳を見學して豫定外の收穫があり。午後一時五分久留米驛を立ち鳥栖で乘替へ七時二分長崎に到着、電車に依り大村町の福島屋に入つた。

十五日

午前九時出立、電車で大浦の有名な天主教教會を見學、再び電車を利用し十時廿五分崇福寺の建築を見學、更に電車に乗り十一時廿分圖書館に到着、館長の説明により長崎の史的經過を知り且つ貴重な史料を見學午後一時半にランチを攝り、皓台寺興福寺を経て午後四時聖福寺に至り、同五十分福濟寺の建築を見學し、電車でホテルデュニヤパンに五時四十分到着し、愉快な

最後の晚餐を攝り、夜の出島の景を眺めた。時恰も有名な長崎の盆祭に當り市中を燈籠船をかついで鐘の音につれて「チョンコン、ドイ、ドイ」と花やかに流しつゝ海岸へ進む男女の姿にはこの地ならではの感を深めしめられた。かくて午後十一時一行は長崎を後にして門司に向つた。

十六日午前五時半有志十名だけ香椎に下車香椎宮を參拜、九時四十五分に門司に着き正午香港丸上の人となり、意義ある旅行の思出をより深からしめ、瀬戸内海を東へ進み十七日午前七時神戸入港、八時三宮から列車で十時半無事京都着、旅程を終つた。(進士記)

第一日尾ノ道市 淨土寺

驛より東へ十八町山麓に在つて尾ノ道港を眼下に見て眺望の善き事言の葉も出でず。淨土寺は轉法輪山大乘院と號し律宗にして京都泉涌寺の末である。當寺多寶塔に藏する法華經卷尾に「推古天皇廿四年丙子聖德太子始建淨土寺」と記すが果して之が眞否は未詳である。弘安正應の比大いに頽破した爲嘉元年中僧定證修復再興した所が災に罹つて其後足利時代になり尊氏初め代々一門の加護に依つて舊觀を呈するに至つた。

本堂(鎌倉時代)金堂(室町時代)多寶塔(鎌倉末期)何れも特別保護建造物であつて特に多寶塔の臺股が一面に三箇づゝあつて皆各々模様が異り、更に木鼻が猿型をしたる像を彫れるのは此多寶塔の特色とすべき所である。國寶には金堂の本尊木像の十面觀音立像で寺傳には聖德太子御自作とある。又聖德太子立像二軀あり、一軀は攝政之像と稱し四十二歳の御時の像(像身

長四尺四寸頭部八寸肩巾一尺三寸五分)臺座幅一尺九寸奥行一尺五寸五分)にて鎌倉末期の作で他は十六歳の御時の像(身長三尺一寸五分頭部五寸五分肩幅八寸五分臺座巾一尺六寸三分奥行一尺三寸)にて脚の外側に乾元二年の銘がある。尙國寶ではないが太子二歳の木造立像一軀がある。寺中に弘安四年辛丑十月□□と在銘の石塔婆があるが興正菩薩數尊の弟子と稱する定澄が此寺を再興したのであるから何が観尊或は定澄の建てたものではないか併し尙研究を俟つ。

當寺には古文書非常に多く然も貴重なる史料にて國寶としては

續觀世音經偈三十三首和歌一卷 奥書には

建武三年五月五日於備後國淨土寺詠之故奉法樂觀音也

とあり又卷頭に足利尊氏の神判があり此は法樂和歌であるが特に尊氏の奉詠した歌を記せば

弘誓深如海 左兵衛督源尊氏

わたつ海の深きちかひのあまねさに

たのみをかくるのりのふねかな

小野道風筆の紺紙金泥法華經卷七の一巻があつて奥書に

天曆三年歲次己酉六月廿二日

檀主他則常
女檀主物部氏

と更に當寺再興定證の起請文一卷附同案文一通あるが今起請文の一部分を記すと、

起請 備後國尾道浦堂崎淨堂寺大乘律院建立事

一本堂淨土寺一間四面東西各有廓

本尊地藏菩薩一體 綠色

本尊阿彌陀等身座像定調造本皆金色也後行有

一鐘樓一字 在鐘

觀音勢至二菩薩立像各一體金泥行有作光阿彌陀

立數體尊像

二天像各一體綠色行有作本佛修復之時

一金堂一字 三間四面大工東大寺大

天蓋羅網佛壇莊嚴皆鍍金銀盡嚴麗佛壇後壁表裏圖涅槃像并廿

五菩薩堂東西障子畫釋迦八相并極樂九品

安置宮殿石座殊有別願熾長谷寺觀音坐

一五重寶塔一基空輪金銅

一食堂 五間二面

本尊四方四佛行有作

一僧房一字 十二間

佛壇莊嚴 如來堂

一厨舍一字 七間

壇四維柱圖三十七尊

已上定證勸進十方檀那造立之嘉元四年丙午十月上旬奉請西大

平軸圖八大龍王像

四面扉圖八天像

寺與正菩薩附法長老信空和尚供養之焉。

一多寶塔一基

一淨土寺曼荼羅堂兩院主職并堂崎別所分山野濱在家等事預所寄進狀壹通子細具狀於西大寺長老和尚前寄附畢早守彼狀可令管領之焉。

本尊金剛界大日金泥像

以前寺院建立甄錄如斯（中略？）

後壁盡兩界曼荼羅

嘉元四年歲次丙午十月十八日 沙門定證起請（中略？）

天蓋羅網佛壇莊嚴大略如來本堂之但寶幢二

壇四維柱圖三十七尊

四方保圖八大龍王像

更に卷尾に左の奥書がある。

四方扉圖盡十羅刹女像

當寺長老

（中略）

當寺定證等一讀候畢

一地藏堂一字

龜鏡無比類者也

花押

征夷大將軍義昭公御下向之時於當國輛浦蓬御對面裏ニ被下
(御自筆)御判畢

天正六年己巳正月廿五日

當住 高譽

向國寶の「因島地頭方年貢注文」一卷あり與書には右注進如
件、建武四年十月日とある。

次ぎに寺領關係文書に付いては足利氏代々の寄進狀があつて
尊氏の寄進狀外九通一卷となり國寶である。二三示せば

寄進 備後國淨土寺

同國得良卿地頭職事

右爲當寺領所寄附也者守先例可致沙汰之狀如件

建武三年二月十八日 源朝臣尊氏 花押

寄進 備後國利生塔

同國樽田村地頭職事

右爲六十六基隨一所奉寄之狀如件

貞和元年十二月三日 正二位 源朝臣 花押

備後國利生塔新所同國樽田村地頭職事三吉掃部助押領云々太
不可然早莅彼所任貞元年十二月三日御寄附之旨可沙汰付下地
於寺家雜掌之狀如件

貞治五年五月三日 花押 濹州 義行

尾崎加賀守殿

備後國淨土寺領同國得良郷地頭職事任建武三年二月十八日御
寄附狀 同年正月九日隧行等領掌不可有相違狀如件

貞治六年六月廿五日 花押

其外後醍醐天皇御繪旨を初め貴重なる文書を記せば

國史科學生山陽九州方面研究旅行記

備後國因嶋地頭職 泰家法師 令知行可被致御祈禱忠節者 天氣
如此 仍執達如件

元弘三年十一月卅日 式部大丞花押

淨土寺空教上人

奉安置備後國淨土寺塔婆

佛舍利二粒 一粒東寺

右於六十六州之寺社建一國一基之塔婆忝任申請既爲 勅顯仍
奉請東寺佛舍利合奉納之伏冀皇祚悠久衆心悅怡佛法紹隆利益
平等安置之儀旨趣如件

曆應三年正月一日 左兵衛督源朝臣直義 花押

天下靜謐祈禱事轉讀大般若經十部殊可被致精誠之狀如件

貞和六年二月廿一日 左馬佐 花押 (義詮)

淨土寺長老

備後國吉備津宮供菜人等依漁船事擬奉振神輿於尾道浦淨土寺
云 爲事實者甚不穩便所詮正強候沙汰可注申子細之旨可相觸
社人等之狀如件

貞和二年十二月廿一日 越後守判

佐々布治郎左衛門尉殿

於淨土寺殺生禁斷所供菜人等縱社家威殺生之由承及候殊以無
勿體候自往古殺生之地然之上縱雖供菜人候固可有御禁制候若
於違犯之輩任法可加炳誠候諸事期後信候 恐惶謹言

貞治四年乙巳二月廿二日 左近將盛 重尙

進上 淨土寺侍者御中

西國寺

一西國寺は尾道市久保町に在り、麻尼山惣持院と號し京都仁和寺の末で眞言宗なり。寺記に依れば天平年間に行基菩薩の此地に寓居し一の香木を以て親ら佛像を刻み寺を建て安置したと記すが開基は未詳であり、其後延久年間に僧慶變來住し永保元年繪旨を賜り寺を再建し以て勅願寺と爲した。慶變は仁和寺性仁法親王の弟子である。天仁元年勅して不斷經法を修せしめられたと傳ふ。後衰頽したが僧宥尊足利義教に請ふて重修した。義教財を寄附し三重塔を造り又其他堂宇皆貴族に依つて修營せられた。永享四年(壬子)落成、門堂樓塔大に備る、福島氏の時寺領を失ひ又諸樓門焼失したが尙今日一巨刹である。特建は本堂と三層塔婆とであるが前者は鎌倉時代で後者は室町時代のものである。國寶には安阿彌作と傳へる木造の釋迦如來立像一軀あり又藥師如來坐像一軀がある。僧空海の將來したと傳へる銅製五銚鈴一口と別に錫杖一柄とがある。當寺に聖武天皇平平十三年諸國の國分寺に金光明最勝王經一部十卷を納められた事は歴史に明かであるが此經の全部完全に今日追揃つて現存してゐるのは全國々分寺の中唯此西國寺のみ残つてゐる事は最も珍重とすべきものである、即ち紫紙金泥金光明最勝王經である。

以上國寶の外古文書としては勸進帳を見る。即ち一部分を記せば、

西國寺勸進帳

源信晟花押花濃美守照泰花押

別年五十貫文毎年五十貫文

御寄附進也

於御影堂佛再興……………

當國沼隈郡新庄長者實秀 花押

五重塔婆建立寄附之錢二十貫文

紫紙金泥金光明最勝王經一部

天曆十年丙辰三月吉日

とあり又別の當寺勸進帳を記せば

西國寺

寺征夷將軍御判

西國寺建立御施示事

征夷將軍 花押

本願導師僧正宥尊花押

備後守 道信花押

筑前守 忠 賴 花押

遊佐越前守 花押 右京大夫 花押

但馬宮 安 家 花押

豐前守秀顯 花押 尾張守 花押

出雲守 正秀女 花押

備中守 秀 信 花押

備前守 右衛門佐 花押

石見守 長家 花押

周防守 友貞 花押

丹後守 永家 花押

左京大夫(花押)

華嚴經論一卷あるが奥書は左の如くである。
華嚴經論卷十七

天平十二年五月一日

光明皇后願行

と尙正和元年二月二日及び同二年二月二日の繪旨二通あり、今其一を記す。

備後國御調郡尾道浦西國寺々領之事

尾道浦無相違可被知行若然者可被祈奉寶祚延長國土靜謐之旨者 天氣如斯仍執達如件

正和三年二月二日 左大辨 花押

西國寺御房

尙室町末期の作と思われる春日曼荼羅一幅を見る。

光明寺

光明寺は同市久保町に在り清淨山寶幢院と號し淨土宗である。開基は未詳、傳ふる所に依ると建武三年僧道宗足利尊氏に從つて此寺に立寄る。其後再び來り名を聖海と改め此寺に住す其後慶順なる僧毛利氏の恩遇を得て頗る寺盛んとなつた享保年中に寶鏡寺親王より帷幕釣燈及扇額を賜つて祈禱所とせられたのである。其後今日に至つたのである、國寶として千手觀音立像一軀あり、顔面の相銳く恐らく藤原末期の作であらう。尙目下國寶指定申請中の金銅の聖觀音を見る、寶寺の國寶聖觀音と酷似してゐる。恐らく天平時代の作であらう。身高は一尺五寸三分で全く國寶たるべきものである。(盛田記)

廣島市

國史科學生山陽九州方面研究旅行記

廣島は其の地安藝、沼田の二郡に亘り、大低京橋川より東は安藝郡西は沼田郡なり、而して市の位置は南方は海に面し、東北部諸處に丘岡あり。其の他の地は總て平坦にして太田川の下流を貫通して運漕最も便利なり。就中其の南端の宇品港によりて大いに船舶の碇泊を便にし、又陸路完備され殊に市巾道路の如きは、實に進歩するものにして、アスファルト、木煉瓦を以て敷込められ、一美觀を呈すると共に交通を益々迅速ならしめ、鐵道車驛は市の東部大須賀に在り、且市中は市電によりて、交通され嚴島との交通には已斐より宮島電鐵を備ふかくの如く、海陸共に交通の要地にして、益々其の繁榮發展を持續しつゝあり。

以上は現今の廣島市の一般なり、今少しく遡つて之の地に關して觀察して見ん。

西遊雜記に曰

廣島は昔五箇庄と云ひ海濱の葭原なりしを毛利公吉田の城廓を引き移し給ひし新地故に名所舊蹟と稱すべきものもあらざれど、打續きて福島淺野家に居られし故、市中も廣し城も平城ながら要害もしからず。市中一萬餘軒諸品も自由の地とす。」

藝藩通志に曰く

「廣島舊稱五箇庄(とはは 鍛冶塚、平塚、在間、廣瀬、箱島ナリ鍛冶或ハ觀志ニ作り在間或ハ財間ニ作ル、一説ニハ他家別府ノ二庄アリテ在間平塚ハナシ)其廣島と名づけしは、四方水にて繞れるを以てなるべし。俗傳あれども今はとらず。抑此府は

天正文祿の頃毛利氏數州を并呑し高田郡吉田に在しが、その地く且つ邊僻なるを以て新に此の城郭市邑を創造して移りしが慶長庚子福島氏之れに代りて益々城池を修め遂に全備に至る、元和丙辰、本藩紀伊より封を此處に移し給ひて總て、舊制に依り自ら一藩の鎮府となり云々」

右傳によれば昔廣島は五箇庄と云へり即五個之庄が合して一大村となして居た事がわかる。而して其の五ヶ村と云ふのは藝藩通志の示す五庄である。廣島の名稱の紀元は其の地勢上より之を名付けたるものと解する方が最も妥當なるものならん。

乃ち藝藩通志に記載する「四方水にて繞れるを以てなるべし」によるものである。實際この記事の示す如く島の多き町にて、全市皆島と云ふも過言では、なからう。故に廣島の名稱も當然の理と云ふべき也、藝藩通志に云ふ「俗傳とは」即ち廣島の廣は輝元公が居城普請をせんとし、當記地名なりし五個庄の城の名にては不適當なるため御家の廣と、福島家の島とを取り合せて廣島と御名附になつたと云ふ説也。僕も之の二説に於て、今回の實地觀察により、前者の方が一層適當なる説なりと思ふ故に僕も藝藩通志に於ける説を取る一人なり。

今此處にて、廣島及其地方の統治者に關して一言す抑々廣島に當地及び地方の治政者の官府の設立されしは天正十七年己丑從來の國府たりし府中村を廢して、この地に居するに始まる。然れども府中村に國府のありし時代にても勿論其の國司に因て廣島は統治されていたるにより、今之が創起より現代に至るまでの治政者即國司或は城主に關して其の大概を記述して見よう。

廣島の統治者即安藝國司は貞觀九年丁亥冬十月十三日、詔勅によりて、正五位下安藝都彥神を任ぜししによるに創る。次に舊事記曰「高穴穗朝 天湯津彥命 五世孫飽速玉命 定賜安藝國造」とあり、次には

續日本記曰「養老三年秋七月庚子、始置按察使 令備後國守正五位大伴宿禰奈麻呂、管安藝周防二國、其所管國司、若有非違浸淫百姓、則按察使親自巡省 量狀黜陟 其徒罪以下斷決流罪以上報狀奏上」 次に「忍海人成養老四年十月戊子從五位上爲安藝守」……中略……

「平清盛、久安二年正月二日爲安藝守」……承久年間武田信光。安藝守の守護たり。以下數人は金山城に住せり。

次に、大内義興は永正の頃、周防、長門、豊後、豊前、筑前安藝、石見、の七ヶ國の守護たり。義興大永六年に卒し、其子義隆父の職を襲繼せしが天文廿年家臣の陶晴賢の爲めに弑せられるに到り。毛利元就出て晴賢を討ち、大内氏の故地安藝、周防、長門を領し、後に備後、出雲、因幡、伯耆、石見、隱岐等に及び自から十州の守護たり、次に織豊時代となりて、福島正則慶長五年安藝備後の守となり、從四位參議となり、徳川時代には淺野但馬守長晟が紀州より封せられ石高四十二萬六千石の俸を受け父子相傳にて、明治維新に及べり。

觀古館

市の北部尾長山麓東練兵場の北東にあり建物は洋式の木造にして二棟あり、其の藏する處は、淺野家所藏の寶物什物を陳列せり。

今其の陳列品の余の記せしものを擧れば、淺野家歴代主の甲冑、即ち長政、幸長、長晟、光晟、綱晟、綱長、吉長、宗恒、重晟、齊賢、齊肅、慶熾、長訓、長勳の十四主の甲冑及び其の附屬物、大名所用品一切を陳列され、徳川時代の領主の日常生活及び、行列を連想さすに充分なる品也。書畫としては、雪村の山水、探石の蓬萊山、洞春の畫、常信の畫、賦山の眞鶴等あり。洞春の六枚屏風の畫四季山水其の地二巾の如きは實に立派なものであつた。

書にては、僧隱元、近衛清忠卿等々あり、就中、六枚屏風二組に書ける物義卿の書の如きは、其の代表的物質にて、實に天下に誇に足るもの也、其他代々主の眞筆を澤山に藏す。

其外淘漆器の器物多く、其の主派なる事に驚かざる。淘器は主に支那物多く、漆器も亦支那物有り其の他徳川家下賜品を澤山に陳列す。支那物として、香盆、盆香爐、茶道具等多く。下賜品も澤山あり、其の器に菱紋を附す、右の如き品にて、棚は充滿されて居る。

特に僕の目に好奇をあたへたるは將軍家下品の化粧道具で、古の武士の化粧を、そゞろ思わするに十分なるものである。

右の如く、餘に抽象的に記して來たが、これは觀覽時の時間の不足と。館の役人の不親切になるもので、こゝに明細にこの記の書けなかつた事を非常に遺憾とするものなり。

泉 邸

泉邸は京橋川(神田川)を隔て、市の北部、尾長山麓東練兵場と相對す。即、集古館の後方にある名園にして、天下に定評の

國史科學生山陽九州方面研究旅行記

あるものなり。

一名縮景園と稱し平常は人の觀覽する事を許さないけれども其の園の趣致に富めるは人口に膾炙せる事なり。初めこの園を經營せしめしは元和五年淺野長晟入國の翌年にして今より凡二百七十餘年前なり、然して園は古は淺野侯の別庭にして、お泉水と俗に稱せられて居た、而して園は支那の西湖の景勝を模したるものにして、廣さ凡そ四町京橋川の岸に開門を設けて河水を泉地に注ぐ、池を濯纓池と名づけ、池中點々小島を設け、池の北邊曲渚廻灣して、直に絶壁に迫り、溪澗あり、瀑瀉あり、自ら深山の景趣を備ふ。池の南側は地、平坦にして清風館と稱する一屋あり座して全景を望むべし、館と相對する小丘を複暉と曰ひ、其の他白龍泉、水徹島、楊柳灣、迎暉峯、銀河溪、綠蘋洲等の勝あり。清風館より北岸に行くに橋あり、石橋にて白色にして、太鼓橋の代表的のものなり、實にこの泉邸を一見すれば直に廣島の如何なる、文化史的要素を有するかは直知し得られるものなり、即、支那朝鮮文學と、日本文學との混和さる實例あり。

而して園は規模小なりと雖も楓林、櫻臺、梅路あり、岡山の後樂園に比して其の規模小なれども泉石の配置、樹木の幽邃などは自ら一種の寂ありて、又閑靜なる所など却つて彼に勝るを覺ゆ。(劉記)

第二日

嚴 島 神 社

嚴島は古來日本三景の一として餘りによく世人に知られてお

る所であるが、僅か周廻七里の此の小島の其の名を恣にしてゐる所以は、一に嚴島神社と云ふ世に類例のない美麗な建築の現存するからである。

神社は島の北邊の海濱にあつて、今は官幣中社に列せられてゐる。殿閣は總て基礎を江中に立て、海に向ひ、數多の屋宇は曲折する廊廡を以て通じてゐる。兎に角江山自然を利用して、形勝の地に巧に複雑なる大小多數の造營を完成した事は只々古人の明に感服するの外はない。

嚴島神社は島大明神とも云ひ、市杵島姫命を主神とし、田心姫命湍津姫命を祀り、天照皇大神、國常立尊素、靈鳴尊を相殿に祀つて居る。源平盛衰記には推古天皇の御宇、即ち端正二年に内舍人佐伯鞍職と云ふ者が、恩賀島に行つた時美女に遇ひ、神託によつて社殿を營んだとあるが、此の社の起原は此の邊に置かるべきであらう。延喜式には名神大社に列して正一位に進んでゐるが、その光輝を發したのは平清盛の時である。即ち保曆間記には本來嚴島の上にある氣比宮と并稱し「越前氣比の社は金剛界安藝の嚴島は胎藏界なり」と云つて居り、治承年間になると平氏皇后の御願に依つて、嚴島を二十二社の列に進めん事を庭議されて居り、加之後白川法皇、高倉上皇の行幸さへ行はれて居る。然し平家の衰亡は一時嚴島神社の衰態を思はせたが神主景弘は能く努めて公家並に源氏の倚賴を失はずに、寧ろ滅亡の悲運を挽回し得たものであつた。東鑑の文治三年の條には「去々年平氏討滅之時、於長門國海上、寶劍紛失、雖被搜求于今不出來、猶凝御祈禱、仰嚴島神主安藝介景弘、次海人依可

被索之處、申糧米也、早可召仰西海等之旨、被宜下、仍今日有沙汰、可被充催之由」とあるのを以てしても、景弘の如何に興つて力ありしかを窺ひ知り得る。仁治二年七月になると大宮客人の官末社が總て一百二十五座遷宮をしてゐるが、龜山天皇の御時には鳥有に歸した。後大内義隆の造營があつたが元龜元年には社殿に穢ありとして、足利義昭統軍が毛利元就をして新に造營することゝなつた。拜殿、廻廊客人室、其他末社等は古のまま存するものである。

次に社殿の建築は俗に組入りと稱するもので、大宮寶殿は中央に當り、その前方に重つて幣殿、三棟拜殿、祓殿が位置してゐる。その前には高舞臺があり、此の左右に平舞臺が在る。樂屋は平舞臺につゞき、各々二字づゝとなつて左右に分たれてゐる。又門客神社は二字左右に樂屋と並んで立ち、廊廡は俗に舌先と呼んで、門客神社より前の方へ閣道を作つてゐるものである。其の先端には銅の燈籠臺が一基殿前から凡そ三十六間の所に置かれてある。廻廊は總て閣道で、寶殿の左右に開いて江岸に達し間毎に燈籠を吊下げたその延長は一百〇八間に及ぶと云ふ事である。

又舌先の前方七十間の所には大鳥居が海中に浮んでゐる。

柱高 四十四尺、兩柱間、三七尺

棟長 六十四尺

平家物語に清盛鳥居迄作ると見えて居るが、改造された事は其の後數度に及んで、北條、足利、大内、毛利等の諸藩の寄進にかゝつてゐるやうである。又鳥居の額は後奈良天皇の宸筆で大

内義隆の奏請によるものである。(但し現今のものは明治二十一年の改修の節有栖川宮殿下の題字である。)然し乍ら玉海には「安元三年六月十八日、今日召尹明、送伊都岐島額於右將軍之許、來月入道相國相共可參詣彼社、柳伴額字、都津兩字未決、仍尋官文殿式、正之之處、爲都字之由、隆職已註申仍用件字、」とあるから中古には兼實公の文字であつた事がわかる。

又大宮の右半町許りには客神社の寶殿桁七間梁四間、及び幣殿拜殿桁十二間梁四間四尺)祓殿が連つてゐる。此の他に連歌堂、大國堂、御供所、湯立所、能舞臺、鐘樓、寶藏、文庫、反橋(長十四間)等が在る。尙殿閣の左右の江濱には一百〇八基の石燈籠が猷火に供へられてあるが之、を以てしても其祭事の盛大さを思ひ偲ぶに充分である。西の岡には高さ八間に餘る多寶塔があつて、大永三年と云つてゐるが、恐らく大内氏の建立したものであらう。其右側には、千疊敷と稱する桁二十間梁十間五尺の大經堂があるが、之は安國寺瓊恵が奉行して、豐太閣の本願によつて天正十五年に作つたものである。又附近の五重塔は大内氏の寄進と云はれて應永十四年の建立となつてゐる。

斯く此の神社の建築物は我國稀有なるものが多いので別項の如く殆んど總てが特別保護建造物になつてゐるが、神社の持つ寶物は一層多く、紺紙金泥の平氏納經以下國寶に指定されたるものは、其數に於て餘り多く其例を見ない所である。

大 願 寺

嚴島神社西方大元松原に在る大願寺は、眞言宗を奉じてゐるがその開基は詳ではない然し中興の開祖としては建仁時代の了

海上人である。元來此の寺は一島中の巨刹として、大宮修理の司であつた。(井澤記)以下次號